

児童養護施設におけるグループホームの地域展開とその課題

石垣 文

GROUP HOMES OF CHILDCARE INSTITUTIONS AND RELATIONS WITH COMMUNITY

Aya ISHIGAKI

□ はじめに

何らかの事情により家庭で暮らすことのできない児童は全国に4万8千人ほどおり、彼らは社会的養護のもとに育まれている。そうした場のひとつとして児童養護施設があり、全国575施設で約3万千人が生活を送っている¹⁾。被虐待の経験や障害を有する児童の増加傾向など、近年、入所児童の抱える発達課題の複雑化や深刻化を受け、児童の個別性に対応できる環境がこれまで以上に求められている。建築の側面からみたキーワードとしては「生活集団の小規模化」と「施設の地域化」が挙げられ、児童養護施設の本体施設から独立させたグループホーム²⁾（以下、GHと略す）の展開がひとつの柱となっている。

筆者が訪れたGHからいくつかの風景をあげてみたい。

ある冬の夕方のこと。約束の帰宅時間に遅れた小学6年生の男児。友達の家で夢中になって遊んでいたのだろう。時計を見ての行動ができないことを、職員に注意される。そこへ、友達の母親からの電話。「帰るのが遅くなったでしょう。私がひきとめてたのよ。」

いわゆるベテランと呼ばれていた職員だが、児童への接し方には不安も感じていた。児童との散歩中に、近所の婦人が声を掛けてくれた。「いい子に育っているね。いつも挨拶してくれるのよ。」

ある地方都市のGHでは、使用している借家の契約期限切れが近づいていた。引越しを考えていることが町内会に伝わると、高齢化の進む界隈に何とか留まってほしいと空き家提供の話が持ち出された。

小学校のサッカークラブでコーチを務めるある職員。クラブにかかわるコーチ陣や保護者は、地域事情の貴重な情報源だ。市内の児童相談所との連携もあわせると、見守りが必要な子育てが家庭が把握できてくる。夜間に多いクラブ

Today, over 30 thousand children live in 575 childcare institutions in Japan. The recent trend is to build small size group homes as branches to provide individualized care. Successful group homes are commonly rooted in the community. In some cases existing resources such as a group home for the handicapped or key persons in the community were utilized. In another case, multiple group homes were placed within the same school district with the base institution so that staff and children stay in a familiar environment.

の懇親会や町内会の会合にも積極的に参加することで、関係の円滑化をはかる。実は今日は休曜日なのに、というのもよくあることだ。

こうした実践は、しかしながらそう容易なことではなく、その背後にある仕組みに、本稿では触れてみたい。

その前に、制度について確認しておく。GHは先駆的施設での数十年に渡る独自の実践がみられるが、制度としての位置付けは東京都により1985年に始められた。その後、国による高齢児の社会的自立を支援する事業（92年より養護施設分園型自活訓練事業）、主として家庭復帰の見込めない児童を対象とした事業（00年より地域小規模児童養護施設）が実施されてきた。現在、いくつかの自治体による独自制度等もあわせた展開が見られ、2000年度には30足らずだったGH数は急増してきたことなどが分かってくる（表1、2）。

□ 地域に展開することの意義

こうしたGHであるが、社会福祉や心理分野の研究者や施設現場からの関心は、地域との関わりよりは、小規模化された集団での生活・ケアのあり方に偏重しているように感じられる。児童の抱える課題の困難さを考えれば当然のことでもあるのだが、ここであらためて、施設をGHとして地域に展開させる意義を考えてみたい。

「児童養護施設の入所は最終手段である」とよく言われる。それは入所児と彼らの家庭には、社会にはられたセーフティネットが十分に機能しなかったことを意味している。家庭の貧困、親族との希薄なつながり、地域社会からの孤立、児童虐待の発生リスク、といった事柄の関連性が指摘されつつある⁴⁾。現在、GHに児童が暮らすことの意味は、彼らの家族が得ることが難しかった、それゆえに彼

表1 事業別GH数

事業名		設置数	
地域小規模児童養護施設		171	2008.2*
児童養護施設分園型自活訓練事業		32	2006.8**
自治体独自制度	東京都養護児童グループホーム制度	101	2009.3***
	横浜市ファミリーグループホーム	2	2006.8 現在**
	埼玉県地域小規模児童養護施設	2	
法人独自のグループホーム		8	
ほか		2	

* 児童養護施設等調査 ** 3) *** 東京都調べ

表2 GHの平均的な姿³⁾

建物	借家7割、持ち家3割 延床面積 129 m ²
家賃	東京都 24 万円 三大都市圏 12 万円 地方圏 7 万円
職員	平均 3.26 名、20 歳代が 45% 3 割の GH が女性職員のみ 7 割の GH が通勤交替制
児童	6 名 7 割の GH が男女混合

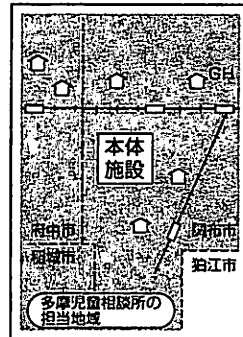


図1 二葉学園の実践

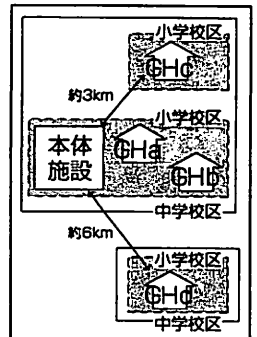


図2 八菜児童寮の実践

ら自身も築くことが困難であろう、「人との関わり方」や「地域における暮らし方」を学ぶ機会の獲得にもあることを再確認する必要がある。それは、自立後も親族からの支援を期待することが難しい場合の多い彼らにとっては、生活を送る上で重要なスキルとなるだろう。

近年、地域社会の価値が再認識され、またその組み替えが強く意識されるようになったのは、急激に進む少子高齢化とも関係する。ここで、時間という視点を加えてみたい。一般的な家庭では、子どもは成長し自立する。そこに住み続けたとしても、次の世代が生まれるまでにはある程度の年月を要する。一方のGHでは、ひとりひとりの子どもは成長し自立していくものの、その場には継続的に数人の子どもが生活することになる。人の縁をつなぐ存在としての子どもの価値⁵⁾が注目される今日にあって、地域社会にとってのGHの存在意義も少なくはないだろう。

□ 四つの実践

次に先駆的な施設の実践からGH展開の方法や考え方に着目したい。

①東京都調布市にある「二葉学園」は、6つのGHを設置している(図1)。近年、児童養護施設のない隣市からの要請にも応え、府中市に新たなGHを設置した。措置型である児童養護施設は複数の自治体から児童を受け入れるが、本体施設の設置されていない自治体でのGH展開により施設の活動範囲が物理的に広まり、入所児の家庭や地域への子育て支援が行いやすくなるという。GHの展開において行政区を考慮した取り組みである。

②愛知県新城市にある「八楽児童寮」。ここでは、4つのGHを展開している(図2)。GH a,bは本体施設と同小学校学区内にあり、本体施設から移る児童は転校を必要としない。GH c,dへ移れば学区が変わり、本体施設からより独立した生活を送ることとなる。立地にバリエーションを持たせることで児童の個別状況に対応しやすいという考え方だ。さらに、おつかいに出せる店の有無、入所児と同学年の子どもや施設職員の知人の存在などを考慮し、設置先を選定してきた。

③宮城県仙台市にある「丘の家子どもホーム」。ここでは2つ目のGH開設にあたり、それまで障害者のためのGHとして使用されていた民家を借りることとした。住宅街にありながらも、6名の児童と職員が住まうのに適した広さと間取りであることに加え、家主が社会福祉にかかわる使われ方を希望していること、さらには近隣の住民も、厳密な用途は違えども、「グループホーム」という住まわれ方を理解しているといった下地が大きな決め手となった。

④埼玉県深谷市にある「さんあい」。ここではGHの開設にあたり、同施設の元職員である女性と、青少年育成活動に長年にわたり携わってきた男性の夫婦に担当をお願いした。三代にわたりその土地に住まってきたことや自営業を営んでいたことによる人脈と経験が見込まれたのである。

住民の持つ社会関係資本に着目した、全国的にも珍しい取り組みと言えよう。

□ 今後の展開に向けて

こうした取り組みの一方で、筆者らが行った実態調査により、GHの全国的な状況³⁾⁶⁾に触れてみたい。子ども会活動への参加や助け合いといった地域との関係構築は、GH開設から3年程度の歳月(と継続的な努力)を要すること、またその関係は周辺地域の人口密度との相関が見られること、周辺住民のうちでGHに対する理解者の存在が地域との関係を築くにあたり大きな助けとなること等が明らかにされてきている。これはGHの立地選定が大きな意味をもつことを示しているが、家屋の選定は各法人の自助努力に委ねられ、また家賃補助の有無は自治体により異なり、ようやく09年に全国的な補助が始められたばかりである。つまり、GHと地域との関係構築までを考慮した展開は制度的にも充分には保障されていないのだ。都市部では6名の児童が住まうに適した規模の住宅を見つけるのは容易なことではないし、地方では借家として使用できる家屋の少なさと濃密なコミュニティへの参入の難しさも指摘されている。こうした意味での地域性に応じた策が必要であると考えられる。

短い間に急増したGHであるが、特に長期にわたる実践を重ねてきた施設からは、GH特有の、つまり本体施設や周辺地域からの孤立化や閉鎖化とそれに伴う問題発生を危惧する声が強まっている。それには、ケアの実践方法や職員体制において対応できる側面もある。もちろん、職員の力量を要する地域との関わりを積極的に考えない方法もあるだろう。その一方で先に挙げた四つの実践を振り返ると、地域との関わりを、いわゆる隣近所から町内会、小学校区から行政区まで複数の層を射程に構成している。これは、近隣住区を基本としたコミュニティ計画の概念に、福祉や子育てといった専門性を、空間的資源と人的資源を取り込みながら再構築した実践と捉えることができるのではないだろうか。こうした、地域施設計画やコミュニティ計画と社会福祉政策を両輪とした取り組みに、社会の今日的な課題に対応するひとつの方向性があると考えているし、実際にあらためて注目されている⁷⁾のである。

(広島大学助教 Assistant Professor, Hiroshima University)

- 1) 平成20年度厚生労働省調べ
- 2) 本稿では、GHを「児童養護施設を運営する法人が設置運営し、地域社会の民間住宅等において6名程度の児童を養護する場」と定める。現在のGH事業では本体施設なしにGHのみを単独で設置することはできない。
- 3) 石垣文、小野田泰明、松浦真樹、金成瑞穂：要養護児童のためのグループホーム整備の実態に関する研究、日本建築学会計画系論文集、第637号、p.559-566, 2009
- 4) 浅井春夫、松本伊智朗、湯澤直美編『子どもの貧困』明石書店、2008
- 5) 池本美香『失われる子育ての時間』勁草書房、2003
- 6) 石垣文、松浦真樹、小野田泰明、坂口大洋：要養護児童のためのグループホームにおける地域計画に関する研究その2、日本建築学会学術講演梗概集 E-1, p.169-170, 2007
- 7) たとえば公共政策や社会保障領域からは、今日のコミュニティの課題に対する空間からのアプローチや、社会福祉政策と都市政策の統合の必要性を指摘されている⁸⁾。
- 8) 広井良典『コミュニティを問いなおす』筑摩書房、2009